

明石港東外港地区再開発計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 中心市街地の南の拠点と位置付けられている明石港周辺のあり方や東外港地区に望まれる将来像を踏まえ、明石港東外港地区公共ふ頭及び展望公園の再開発計画をとりまとめるため、明石港東外港地区再開発計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 明石港東外港地区公共ふ頭及び展望公園の再開発計画の検討に関すること
- (2) その他前条の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年9月30日までとする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員（学識経験者を除く）が、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。
- 4 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を非公開にすべきであると会長が認めたときは、非公開とすることができる。
- 6 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。
- 7 会議の公開及び傍聴の実施について必要な事項は別に定める。

(議事録)

第7条 委員会の議事録は、事務局が作成する。

- 2 議事録公開の実施について必要な事項は別に定める。

(謝金)

第8条 委員（行政関係者の委員を除く。）が会議に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第6条第3項の規定に基づき代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。
- 3 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が出席したときは、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員(県の職員である委員を除く。)が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44条)及び旅行依頼に伴う旅費支給に関する職務の級の決定基準(昭和61年1月9日人第543号)の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

3 第6条第3項の規定に基づき代理人が会議に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して旅費を支給する。この場合において、代理人の格付けは、委員本人と同様とする。

4 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。この場合において、その者の格付けは、委員本人と同様とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務は、兵庫県県土整備部土木局港湾課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月4日から施行する。

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年9月30日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、事務局が招集する。

別表（第3条関係）

明石港東外港地区再開発計画検討委員会委員

区分	所属等	氏名	備考
学識経験者 (4名)	明石工業高等専門学校 名誉教授	大橋 健一	土木計画学
	大阪大学大学院 教授	加賀 有津子	都市・地域再生
	流通科学大学 教授	柏木 千春	観光マーケティング
	兵庫大学 副学長	田端 和彦	地域政策
地元代表 (2名)	明石市連合まちづくり協議会 顧問	橋本 浩司	市民代表
	中崎まちづくりの会 会長	伊藤 一	
漁業関係者 (1名)	明石市漁業組合連合会 会長	橋本 幹也	
商工会議所 (1名)	明石商工会議所 副会頭	西海 正隆	
観光振興 (1名)	(一社)明石観光協会 専務理事	樫原 一法	
国 (1名)	近畿地方整備局港湾空港部計画企画官	酒井 貴司	
市 (2名)	明石市 政策局長	宮脇 俊夫	
	明石市理事 (技術担当)	福田 成男	
県 (2名)	兵庫県県土整備部土木局港湾課長	雨宮 功	
	兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長	岩崎 日出夫 (伊藤 裕文)	
(計14名)		※ () は前任者	